

理 由

門真市パークイノベーション計画（令和５年３月策定）において、利用が見込めない都市計画公園については代替の公園用地を確保したうえで廃止し、用途転換などを検討している。本計画に基づき、東部大阪都市計画公園２・２・２２３－４号石原公園については、近隣の公共施設跡地を活用した新たな公園整備により公園機能が補完されることが確実であるため、都市計画公園を廃止するものである。

東部大阪都市計画公園２・２・２２３－７号柳町公園について、都市計画区域内に一部未供用の区域が存しているが、供用済みの区域内で公園としての機能は十分に確保されており、新たに整備する必要がないと判断したため、都市計画区域を変更するものである。

東部大阪都市計画公園２・２・２２３－３号中町公園は門真市庁舎エリア整備区域に含まれており、公共施設の再編を含む門真市庁舎エリア整備により、中町公園と同等以上の機能を有する広場等が新たに整備されることから、都市計画公園を廃止するものである。